

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	備前市	国調人口(H17.10.1現在)	40,241
構成団体名		職員数(H22.4.1現在)	388
		健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上
			計画期間:

- 注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。
- 3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.568 (21年度)	標準財政規模 (百万円)	11,801 (21年度)
財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)	地方債現在高 (百万円)	48,714 (21年度)
実質公債費比率 (%)	19.8 (22年度)	うち普通会計債現在高 (百万円)	17,683 (21年度)
経常収支比率 (%)	95.0 (21年度)	うち公営企業債現在高 (百万円)	30,920 (21年度)
実質収支比率 (%)	4.4 (21年度)	積立金現在高 (百万円)	4,417 (21年度) 普通会計
将来負担比率	132.5 (21年度)		

- 注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日] 重点的・効率的な事業を計画的に進めるために、行政改革大綱を策定のうえ、職員の適正配置や資質の向上、公共施設の効率的な管理運営、事務事業の民間委託の推進を図る。 また、厳しい財政状況の中、自主財源の確保、受益者負担の適正化、経費の削減、事業の見直し、財源の重点的・効率的な配分に努めるとともに、PFI事業など民間活力の導入に取り組んでいく。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	財政健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既 存 計 画 と の 関 係	公債費負担適正化計画（H19～H24）
公 表 の 方 法 等	備前市ホームページへ公開するとともに、財政運営適正化計画等とあわせて議会（常任委員会）へ説明を行う。
基 本 方 針	住民ニーズの高いサービスを限られた財源で効率的に提供するため、行政評価システムを活用しながら事業のあり方、手法について評価と見直しを継続的に行う。また、保育園・幼稚園を中心に施設の統廃合を進め、人件費や維持管理費の削減に努めながら健全な財政運営と将来負担の軽減に努める。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	2,687.5		4,572.2	7,259.7
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般会計等					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般会計等					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出一般会計等					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

Ⅱ 財政状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	<p>平成21年度普通会計決算において、歳入では法人市民税が対前年比で-48.2%と大幅に落ち込み、地方税全体でも6.0%の減少が見られたが、地方交付税が対前年比12.7%増加し、実質単年度収支は203百万円のプラスとなった。主な財政指標では、経常収支比率は95.0%で、過去数年間類似団体と比較して高い値が続いており、財政硬直が慢性化している。また、実質公債費比率の平成22年度速報値は、19.8%で前年より1.0ポイント回復しているが、なお県内都市で最も高い値となっている。財政健全化に向けた取り組みとして、定員適正化計画に基づき、退職職員の補充を抑制することで、計画を上回るペースで人員削減が行われてきたが、共済組合負担金と退職手当組合負担金の増加により、トータルでの人件費削減は困難となっている。今後も行政評価を活用しながら引き続き事務事業の整理合理化を進め、行政コストを軽減することで効率的な行政サービスの提供に努める。</p>										
財政運営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 607 619 786">課題 ①</td> <td data-bbox="624 607 1406 786"> 事務事業の見直し・行政管理経費の抑制 本市の経常収支比率は95.0%と類似団体に比較して高く、現状を改善するためには、行政管理経費の中でも施設にかかるコストを抑制することが必須である。将来の大規模改修にかかる費用を視野に入れて、類似施設の統廃合や民間譲渡を進める必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 792 619 972">課題 ②</td> <td data-bbox="624 792 1406 972"> 投資的経費の抑制 投資的事業については、既存施設の統廃合の進行状況を見ながら優先度の高いものから計画的に実施する。また、ランニングコストや想定される大規模な改修等の経費を含めた将来負担を把握したうえで実施することが必要である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 978 619 1158">課題 ③</td> <td data-bbox="624 978 1406 1158"> 繰出金の適正化 下水道整備や病院建設のため公営企業に支出する繰出金が市の財政を硬直化させる要因の一つとなっている。特に繰出規模の大きい下水道事業では、全体計画や整備手法の見直しを行うとともに、適正な受益者負担の設定と確実な徴収が必要である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1164 619 1344">課題 ④</td> <td data-bbox="624 1164 1406 1344"> 自主財源の確保 労働人口の減少や企業の業績不振が続く中、市税の大幅な回復は望めない。さらに、普通交付税の合併算定措置の終了を迎える中、自主財源を確保するため、市税の徴収率の向上、使用料・手数料等の受益者負担の適正化、売却可能資産の洗い出しと処分等を行う必要がある。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1350 619 1529">課題 ⑤</td> <td data-bbox="624 1350 1406 1529"> 定員管理・職員数の適正化による人件費の削減 平成17年4月当時、類似団体を18%上回っていた職員数は、その格差が是正されつつある。今後も事務事業の見直しにより効率的な行政サービスを提供する体制へと改善することで、職員数の減をカバーしながら健全財政を持続させることが必要である。 </td> </tr> </table>	課題 ①	事務事業の見直し・行政管理経費の抑制 本市の経常収支比率は95.0%と類似団体に比較して高く、現状を改善するためには、行政管理経費の中でも施設にかかるコストを抑制することが必須である。将来の大規模改修にかかる費用を視野に入れて、類似施設の統廃合や民間譲渡を進める必要がある。	課題 ②	投資的経費の抑制 投資的事業については、既存施設の統廃合の進行状況を見ながら優先度の高いものから計画的に実施する。また、ランニングコストや想定される大規模な改修等の経費を含めた将来負担を把握したうえで実施することが必要である。	課題 ③	繰出金の適正化 下水道整備や病院建設のため公営企業に支出する繰出金が市の財政を硬直化させる要因の一つとなっている。特に繰出規模の大きい下水道事業では、全体計画や整備手法の見直しを行うとともに、適正な受益者負担の設定と確実な徴収が必要である。	課題 ④	自主財源の確保 労働人口の減少や企業の業績不振が続く中、市税の大幅な回復は望めない。さらに、普通交付税の合併算定措置の終了を迎える中、自主財源を確保するため、市税の徴収率の向上、使用料・手数料等の受益者負担の適正化、売却可能資産の洗い出しと処分等を行う必要がある。	課題 ⑤	定員管理・職員数の適正化による人件費の削減 平成17年4月当時、類似団体を18%上回っていた職員数は、その格差が是正されつつある。今後も事務事業の見直しにより効率的な行政サービスを提供する体制へと改善することで、職員数の減をカバーしながら健全財政を持続させることが必要である。
課題 ①	事務事業の見直し・行政管理経費の抑制 本市の経常収支比率は95.0%と類似団体に比較して高く、現状を改善するためには、行政管理経費の中でも施設にかかるコストを抑制することが必須である。将来の大規模改修にかかる費用を視野に入れて、類似施設の統廃合や民間譲渡を進める必要がある。										
課題 ②	投資的経費の抑制 投資的事業については、既存施設の統廃合の進行状況を見ながら優先度の高いものから計画的に実施する。また、ランニングコストや想定される大規模な改修等の経費を含めた将来負担を把握したうえで実施することが必要である。										
課題 ③	繰出金の適正化 下水道整備や病院建設のため公営企業に支出する繰出金が市の財政を硬直化させる要因の一つとなっている。特に繰出規模の大きい下水道事業では、全体計画や整備手法の見直しを行うとともに、適正な受益者負担の設定と確実な徴収が必要である。										
課題 ④	自主財源の確保 労働人口の減少や企業の業績不振が続く中、市税の大幅な回復は望めない。さらに、普通交付税の合併算定措置の終了を迎える中、自主財源を確保するため、市税の徴収率の向上、使用料・手数料等の受益者負担の適正化、売却可能資産の洗い出しと処分等を行う必要がある。										
課題 ⑤	定員管理・職員数の適正化による人件費の削減 平成17年4月当時、類似団体を18%上回っていた職員数は、その格差が是正されつつある。今後も事務事業の見直しにより効率的な行政サービスを提供する体制へと改善することで、職員数の減をカバーしながら健全財政を持続させることが必要である。										
留意事項											

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	5,262	5,190	5,845	5,669	5,327	5,058	5,025	5,035	5,040	5,050
地方譲与税等	906	1,070	735	665	643	595	595	595	595	595
地方特例交付金	146	135	41	54	61	65	64	50	50	50
地方交付税	6,314	5,810	5,469	5,507	6,209	6,390	6,147	6,133	6,193	6,224
小計(一般財源計)	12,628	12,205	12,090	11,895	12,240	12,108	11,831	11,813	11,878	11,919
分担金・負担金	146	79	44	56	69	34	23	22	22	22
使用料・手数料	463	394	382	353	342	306	308	308	308	308
国庫支出金	1,115	1,195	1,012	1,667	1,604	3,069	2,313	2,239	2,525	2,616
うち普通建設事業に係るもの	183	425	309	312	343	2,149	1,263	1,189	1,475	1,566
都道府県支出金	1,032	867	823	885	757	738	688	691	703	1,077
うち普通建設事業に係るもの	67	49	47	30	81	11	18	21	33	407
財産収入	50	49	43	84	39	50	28	28	28	28
寄附金	14	16	22	13	18					
繰入金	218	76	321	229	238	43	110	10	110	310
繰越金	299	268	225	272	1,014	219	20	27	154	103
諸収入	465	424	429	197	211	191	181	187	180	175
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額	207	201	201	3	3	3				
地方債	1,646	1,551	1,254	1,400	1,272	2,317	2,311	2,245	2,243	2,373
特別区財政調整交付金										
歳 入 合 計	18,076	17,124	16,645	17,051	17,804	19,075	17,813	17,570	18,151	18,931
人件費 a	3,794	3,580	3,419	3,338	3,366	3,300	3,369	3,298	3,285	3,170
うち職員給	2,555	2,435	2,351	2,276	2,203	2,256	2,254	2,207	2,172	2,102
物件費 b	2,107	2,184	2,027	1,876	1,972	2,140	1,946	1,934	1,922	1,911
維持補修費 c	161	147	131	130	145	141	142	144	145	147
a + b + c = d	6,062	5,911	5,577	5,344	5,483	5,581	5,457	5,376	5,352	5,228
扶助費	1,297	1,290	1,317	1,350	1,449	1,845	1,929	2,018	2,111	2,208
補助費等	2,121	1,956	1,769	1,886	2,618	1,847	1,934	1,844	1,913	1,874
うち公営企業(法適)に対するもの	325	338	245	262	346	435	499	428	454	437
普通建設事業費	1,632	1,810	1,522	1,082	1,948	3,715	3,067	2,907	3,524	4,328
うち補助事業費	337	752	677	475	555	2,337	1,721	1,690	2,545	2,694
うち単独事業費	1,295	1,058	845	607	1,393	1,378	1,346	1,217	979	1,634
災害復旧事業費	519	47	31	13	21					
失業対策事業費										
公債費	2,155	2,183	2,276	2,322	2,191	2,121	2,186	2,069	1,967	1,990
うち元金償還分	1,740	1,788	1,901	1,972	1,871	1,802	1,869	1,731	1,611	1,611
積立金	368	401	431	813	227	616	116	116	116	116
貸付金	298	291	277	55	52	36	85	49	51	51
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三社への貸付金	204	198	198							
繰出金	3,139	2,807	2,973	2,946	3,124	3,275	2,992	3,030	3,010	2,969
うち公営企業(法非適)に対するもの	2,032	1,652	1,656	1,654	1,727	1,727	1,645	1,767	1,799	1,649
その他	17	3	3	16	9	20	20	6	4	4
歳 出 合 計	17,608	16,699	16,176	15,827	17,122	19,056	17,786	17,415	18,048	18,768

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	468	425	469	1,224	682	19	27	155	103	163
実質収支	380	360	392	425	522	19	27	155	103	163
標準財政規模	11,053	10,917	11,325	11,353	11,801	12,081	11,909	11,904	11,963	11,999
財政力指数	0.494	0.523	0.558	0.579	0.568	0.532	0.483	0.455	0.443	0.442
実質赤字比率 (%)										
經常収支比率 (%)	93.3	96.4	94.9	96.9	95.0	93.1	91.8	90.6	89.8	88.5
実質公債費比率 (%)	23.6	23.7	21.4	20.8	19.8	18.2	17.0	16.4	16.1	15.6
地方債現在高	19,737	19,500	18,854	18,281	17,683	18,245	18,688	19,202	19,834	20,597
積立金現在高	2,053	2,638	3,227	4,114	4,417	5,033	5,049	5,165	5,181	4,997
財政調整基金	1,080	1,281	1,484	1,690	1,903	2,205	2,205	2,205	2,205	2,205
減債基金	26	126	227	328	528	629	729	829	929	1,029
その他特定目的基金	947	1,231	1,516	2,096	1,986	2,199	2,115	2,131	2,047	1,763
職員数	447	425	411	404	388	385	376	369	357	357

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

※アンダーラインは、注3「更なる行革の取り組み」として記載した部分

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	①	平成21年度で終了した集中改革プランを引き継ぐ、22年度以降の財政健全化に向けた具体的な対策の内容を取りまとめ、実施計画として「備前市行財政改革プラン」を策定中。 プラン以外にも、行政評価により、全事務事業の見直しを毎年度行う。
2 経常経費の見直し		これまでの集中改革プランに基づく取り組みにより、行政管理費の削減に努めてきたところであるが、扶助費等義務的経費が増大している現状から、事業の選択と集中に取り組み、事務改善等の工夫により行政コストの削減を図る必要がある。
○ 定員管理	⑤	定員適正化計画に基づき、職員数の削減に取り組んでいる。実人員の状況は、早期退職者数の増により平成22年4月1日現在で417人に対して389人（△28人）と計画を上回っている。 <u>今後も行政職については、退職者に対する新規採用者の抑制を継続し、職員数の削減に努める。</u>
○ 給与のあり方	①	従前から、国公準拠の考え方に基づいた給与を構築し、国、県の動向に注視しながら、給与の適正化に努めてきている。今後も引き続き適正化に努めていく。 旧備前市当時から実施してきた人事評価制度を、成績と能力主義に基づく、より充実した評価制度とするため、評価の精度を高め給与への反映を実施していく。（H23年度導入を目指し組合交渉中）
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成18年4月1日に国に準じて給与構造改革を導入済みである。 また、地域手当の支給はない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		従前から、国公準拠の考え方に基づいた給与を構築するとともに、従来から独自形式による公表を行い、平成17年度からは総務省様式（職員数、給料、手当の状況等）による給与情報の全部を開示している。 今後も国、県の動向に注視しながら、特殊勤務手当の見直しなどにより給与の適正化に努める。平成20年2月に取組方針（業務内容と人的配置について現状と今後の取組み方針）を策定・公表している。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		以前、退職時の勤続20年以上で成績優秀者には4号給（旧1号給）を支給する勤奨制度を設けていた。 集中改革プランの職員数の純減目標を前倒しで達成するために有効な手段として位置付けていたが、組合との交渉により、平成20年度から廃止とした。
◇ 福利厚生事業のあり方		岡山県市町村職員共済組合、岡山県市町村総合事務組合に加入し、独自の互助組織はないものの、地方公務員法第42条に基づき市民に理解の得られる事業を実施する必要があると考えている。 総合事務組合主催・補助事業による職員相互の融和（レクリエーション事業）、職員の心身の健康増進（メンタルヘルス、健康相談、衛生委員会の活発化）に取り組んでいる。独自事業の実施はない。 なお、総合事務組合に対する負担金は規定どおり支払っている。また、健康保険については岡山県市町村職員共済組合に加盟し、負担金は規定にどおり支払っている。
○ 物件費、維持補修費等の見直し	①	<u>施設の統廃合を進め、委託料、維持管理費等の削減を進める。特に市内の保育園・幼稚園については、平成22年4月に2保育園と1幼稚園を統合して幼保一体型施設を設立したが、さらに平成24年度に3園を統合、その後も計画的に順次統合を行うこととしている。</u> <u>また、委託業務については従前以上にその内容を精査し、委託と直営との比較などにより総合的に経費削減を進める。</u>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①	民間のノウハウや民間活力を活用し、コストの削減を図るとともに、職員数の削減に対応していく。 指定管理者制度は、当初想定した施設についてほぼ導入済みであるが、さらに、市営住宅、市営駐車場や、今後整備を進めていく幼保一体化施設への導入についても検討していく。 PFI事業については、対象事業についてPFI事業との比較を事前評価していく。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	自主財源の安定確保及び適正な賦課の実現のため、平成22年度から新たに日生地域で都市計画税を課税する。徴収については、引き続き口座振替の普及促進を図るとともに、滞納者に対しては厳格な対応で臨み、滞納額の縮減を目指す。また、公会計制度の基準モデル導入へ向け、資産台帳の整備を進める中で、細かな売却可能資産の洗い出しを行い、今後の利用価値を検討し、既存分譲地と併せて売却・貸付を促進する。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		土地開発公社は保有地の売却を進め、解散を目指す。 ※住宅公社、道路公社はなし 特例民法法人は公益法人制度改革にあわせ統合を検討。 独立行政法人化は現段階では対象事業は見込んでいない。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		情報公開は協働の前提となるものであり積極的に推進していく。
<p>○ 行政改革や財政状況に関する情報公開</p> <p>◇ 給与及び定員管理の状況の公表</p> <p>◇ 財政情報の開示</p>		<p><行政改革> 備前市行政改革プラン及びその進捗状況を市HPで公表する。行政評価は、全評価結果（事務事業・施策評価シート）、市民意識調査結果を市HPで公表している。</p> <p><財政状況> 予算、決算、財政状況、バランスシート、財政健全化計画・公債費負担適正化計画、市町村財政比較分析表、財政状況等一覧表を市HPで公表している。</p> <p>従前から給与の公表（市広報紙、ホームページ）を実施してきたが、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、備前市人事行政の運営の状況の公表に関する条例を設置し、毎年10月1日に公表することとしている。</p> <p>地方自治法第243号の3及び備前市財政状況の作成・公表に関する条例に基づき、歳入歳出執行状況、財産・公債の状況等を中心に毎年2回「備前市の財政状況」として、また予算、決算の概要、財務諸表、財政比較分析表、さらに公会計財務4表を活用した財務分析等を市のホームページ、広報にて広く住民に公表することとしている。</p>
○ 行政評価の導入	①	全事務事業と全施策について評価を実施し、事務事業評価では、施設評価も実施する。また、施策評価では、市民意識調査を組み合わせ客観性を高めるとともに、二次評価も実施する。財政の健全化を目指しながら市の最上位計画である総合計画を実現していく。
6 その他		

- 注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	行政管理経費の抑制を図るため、行政評価制度を活用しながら事務事業の整理合理化を図るとともに、幼保一元化、施設の民間譲渡などによる施設の統廃合を進める。
2 公費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	投資的事業については、その必要性、類似する現有施設の存廃方針、将来必要となる改修経費や維持管理経費を十分考慮したうえで実施決定する。地方債発行額については、当該年度の元金償還額未済となるよう抑制し、臨時財政対策債を除く地方債発行額を概ね10億円以内とする。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	特に多額の繰り出しを伴う下水道事業においては、適正な受益者負担及び料金体系へ改善するため、平成19年度と20年度の2カ年で料金改定等を行ったところである。今後も経済情勢等を考慮しながら、約3年程度の間隔で見直しを行い、基準外繰出しの抑制に努める。
4 その他（自主財源の確保）	既に都市計画区域に設定されている日生地域において都市計画税を課税し、公平かつ適正な賦課と自主財源の安定確保に努める必要がある。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
	実質公債費比率	当初計画の目標値		23.0	22.8	22.5	21.8	21.0					
		(実績値)	23.7	21.4	20.8	19.8							
		延長計画の目標値					18.2	17.0			16.4	16.1	15.6
		当初計画の目標値		18,990	18,333	17,740	17,123	16,447					
		(実績値)	19,500	18,854	18,281	17,683							
		延長計画の目標値					18,688	19,202			19,834	20,597	20,964
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	1	事務事業の見直し・行政管理経費の削減											
		改善効果額：集中改革プラン改善項目効果額		2	13	24	24	24	87				
	1	人件費（退職手当を除く）	3,182	3,173	3,069	2,925	2,826	2,747					
		改善効果額：定員適正化計画による効果額		9	113	257	356	435	1,170				
	3	公営企業への繰上償還抑制								0			
		改善効果額：集中改革プラン改善項目効果額		28	42	43	43	43	199				
	4	自主財源の確保											
		改善効果額：集中改革プラン改善項目効果額		18	22	36	36	36	148				
	当初計画改善効果額 合計									1,604			
	＜参考＞当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）									28			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	4	自主財源の確保（都市計画税課税地域の拡大）											
		改善効果額：行財政改革プラン改善項目効果額					41	41		40	40	39	201

延長計画改善効果額 合計 A			201
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B			
A+B C			
Cのうち公営企業会計加算分 D			
(Dの内訳) ○○会計への加算額			
○○会計への加算額			
C-D			
＜参考＞補償金免除額（旧資金運用部資金）			0

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Cのうち公営企業会計加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。